

A23 法人税法により規制されていますが、診療所が所有している医療機器などを MS 法人へいったん譲渡したうえで、診療所が MS 法人からリースする取引すなわち「セール・アンド・リースバック取引」を行うことは可能です。

【解説】

このような「セール・アンド・リースバック取引」において、その一連の取引が当事者の意図や取引物件の内容などからみて、実質的に金融取引と認められるとき(すなわち借借人がその資産を担保にして MS 法人から融資を受けることにほかならず、借借人の資産の利用状態にはなんらの変わりもないとき)は、当初からその譲渡はなかったものとされ、かつ、MS 法人から借借人に対する金銭の貸付があったものとして取り扱われることとなります。